長与町総合教育会議次第

日時　　令和４年 10 月 28 日（金）15 時 00 分

場所　　長与町庁舎４階第１委員会

１　開会

２　町長挨拶

３　教育委員会教育長挨拶

４　構成員紹介

５　長与町総合教育会議について　　資料１

６　議事

・本町における部活動の地域移行の推進について　　資料２

７　その他

８　閉会

長与町総合教育会議出席予定者名簿

（構成員）

役　　職	氏　　名	備　　考
町　　長	吉田（よしだ）　慎一（しんいち）	
教育委員会　（教育長）	金﨑（かなさき）　良一（りょういち）	
教育委員会　（委員）	古賀（こが）　清彦（きよひこ）	
教育委員会　（委員）	廣田（ひろた）　敬子（けいこ）	
教育委員会　（委員）	仁田（にた）　千都子（ちづこ）	
教育委員会　（委員）	山本（やまもと）　淳（あつし）	

（総務部総務課、教育委員会事務局教育総務課）

資料１

長与町総合教育会議について

１　会議の趣旨

長与町総合教育会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）の規定に基づき、町長と教育委員会が連携を強化し、より一層民意を反映した教育行政を推進するため、対等な執行機関同士が「協議・調整」を行う場として、平成２７年度から開催しています。

２　会議のポイント

○　会議の設置は、町長が行います。

○　構成員は、町長と教育委員会です。

○　会議は、町長が招集します。

○　会議での協議・調整事項は、教育政策に関する事項です。

・　教育行政の大綱の策定（※令和３年度作成済み）

・　教育の条件整備など重点的に講ずべき施策

・　児童･生徒等の生命･身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置

○　町長と教育委員会は、会議において協議・調整を行い合意した方針の下に、双方が所管する事務を執行します。

○　会議は、原則公開とし、議事録を作成し、これを公表しています。

○　会議の事務局は、総務部総務課が教育委員会事務局教育総務課と連携を図り行います。

資料２

本町における部活動の地域移行の推進について

・運動部活動の地域移行に関する検討会議提言の概要

（令和４年６月６日付け運動部活動の地域移行に関する検討会議
スポーツ庁長官宛て手交）

・文化部活動の地域移行に関する検討会議提言の概要

（令和４年８月９日付け文化部活動の地域移行に関する検討会議
文化庁長官宛て手交）

・長与町の部活動の地域移行に向けた取組

運動部活動の地域移行に関する検討会議提言の概要

※公立中学校等における運動部活動を対象

スポーツ庁

運動部活動の意義と課題

意義

○生徒のスポーツに親しむ機会を確保。自主的・主体的な参加による活動を通じ、責任感・連帯感を涵養、自主性の育成にも寄与。

○人間関係の構築、自己肯定感の向上、問題行動の抑制。信頼感・一体感の醸成。

課題

○近年、特に**持続可能性という面で厳しさを増しており**、中学校生徒数の減少が加速化するなど**深刻な少子化が進行。** <生徒数：昭和61年589万人→令和３年296万人に半減、出生数：令和３年84万人>

○**競技経験のない教師が指導**せざるを得なかったり、**休日も含めた運動部活動の指導**が求められたりするなど、**教師にとって大きな業務負担。** <土日の部活動指導：平成18年度1時間６分→平成28年度２時間９分に倍増>

○地域では、**スポーツ団体や指導者等と学校との連携・協働が十分ではない。**

これまでの対応

○運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年３月）：学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を進める

○学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について（令和２年９月）：令和５年度以降、**休日の部活動の段階的な地域移行**を図る

○中教審や国会等：「部活動を学校単位から**地域単位の取組**とする」旨指摘

目指す姿

○**少子化の中でも、将来にわたり我が国の子供たちがスポーツに継続して親しむことができる機会を確保。**このことは、学校の**働き方改革**を推進し、**学校教育の質も向上。**

○スポーツは、**自発的な参画**を通して**「楽しさ」「喜び」**を感じることに本質。**自己実現、活力ある社会と絆の強い社会創り。部活動の意義の継承・発展、新しい価値の創出。**

○**地域の持続可能で多様なスポーツ環境を一体的に整備**し、子供たちの**多様な体験機会を確保。**(スポーツ団体等の組織化、指導者や施設の確保、複数種目等の活動も提供)

改革の方向性

○まずは、**休日の運動部活動から段階的に地域移行**していくことを基本とする

○**目標時期：令和５年度の開始から３年後の令和７年度末を目途**
（合意形成や条件整備等のため更に時間を要する場合にも、地域の実情等に応じ可能な限り早期の実現を目指す）

○**平日の運動部活動の地域移行**は、できるところから取り組むことが考えられ、地域の実情に応じた**休日の地域移行の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進**

○**地域におけるスポーツ機会の確保、生徒の多様なニーズに合った活動機会の充実等**にも着実に取り組む

○**地域のスポーツ団体等と学校との連携・協働の推進**

※**改革を推進するための「選択肢」を示し、「複数の道筋」**があることや、**「多様な方法」**があることを強く意識

・ガイドラインの改訂
・地方公共団体における推進計画の策定・実施
・公的な支援

課題への対応

新たなスポーツ環境
・地域の実情に応じ、多様なスポーツ団体等が実施主体
・特定種目だけでなく、生徒の状況に適した機会を確保

スポーツ団体等
・先進的に取り組んでいる事例をまとめ提供
・必要な予算の確保やtoto助成を含む多様な財源確保の検討

スポーツ指導者
・指導者資格の取得や研修の実施の促進
・部活動指導員の活用、教師等の兼職兼業、人材バンク
・指導者の確保のための支援方策の検討

スポーツ施設
・学校体育施設活用に係る協議会の設置、ルールの策定
・スポーツ団体等に管理を委託

大会
・大会主催者に対し、地域のスポーツ団体等の参加も認めるよう要請
・地域のスポーツ団体等も参加できる大会に対して支援

会費や保険
・困窮する家庭へのスポーツに係る費用の支援方策の検討
・スポーツ安全保険が、災害共済給付と同程度の補償となるよう要請

学習指導要領等
・部活動の課題や留意事項等について通知、学習指導要領解説の見直し、次期改訂時の見直しに向けた検討
・部活動等から伺える個性や意欲・能力を入試全体を通じ多面的に評価
・教師の採用で部活動指導の能力等を過度に評価していれば、見直す

※国立の中学校等でも、学校等の実情に応じて積極的に取り組むことが望ましい。
※公立及び国立の高等学校等については、義務教育を修了し進路選択した高校生等が自らの意思で選択している実態等があるが、各学校の実情に応じて改善に取り組むことが望ましい。
※私立学校でも、学校等の実情に応じて適切な指導体制の構築に取り組むことが望ましい。

運動部活動の地域移行に関する検討会議提言の概要【各論】

スポーツ庁

○地域における新たなスポーツ環境の在り方とその構築方法等（第２章）

参 加 者	**全ての希望する生徒**を想定。
実 施 主 体	地域の実情に応じて、実施主体として**多様なスポーツ団体等**（総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団、クラブチーム、プロスポーツチーム、民間事業者、フィットネスクラブ、大学等）を想定しながら対応。**学校関係の組織・団体**（地域学校協働本部や保護者会等）も想定。
活 動 内 容	特定の運動種目に専念する活動だけでなく、休日等におけるスポーツ体験教室や体験型キャンプ、レクリエーション活動、複数の運動種目を経験できる活動、障害の有無に関わらず誰もが参加できる活動など、**生徒の状況に適した機会を確保**。適切な活動日数や活動時間とする。
活 動 場 所	既存のスポーツ団体の施設や公共の運動施設の他、地域の中学校をはじめ**学校の体育施設など**も積極的に活用。
構築方法等	**まずは休日**について着実に進めた上で、**次のステップとして平日**に取り組むことを基本とする。地域の実情等に応じて平日と休日を一体として構築するなどもあり得る。**市町村において**、地域スポーツ担当部署や学校の設置・管理運営を担う担当部署、地域スポーツ団体、学校等の関係者からなる**協議会を設置**し、活動の実施主体やスケジュールなどを検討し実行。　＜令和４年度から令和６年度の取組を例示＞

［具体的課題への対応］

現 状 と 課 題		求 め ら れ る 対 応
スポーツ団体等の整備充実（第３章）	・どの地域においても、受け皿となるスポーツ団体等の整備充実が必要だが、地域スポーツ団体と中学校等との連携が十分でないところが多い。	○ 国は各地方公共団体における取組の参考となるよう、連携や支援の在り方について**先進的に取り組んでいる事例をまとめ提供**。 ○ 中学生を受け入れるスポーツ団体等について、**必要な予算の確保やスポーツ振興くじ（toto）助成を含めた多様な財源の確保による国の支援**も検討。地域の実情に応じた支援体制の整備。
スポーツ指導者の質・量の確保方策（第４章）	・専門性や資質を有する指導者の量を確保する必要がある。 ・教師等の中には専門的な知識や技量、指導経験があり、地域でのスポーツ指導を強く希望する者もいる。	○ **指導者資格の取得や研修の実施の促進**。JSPOは、競技団体等が主催する大会において、公認スポーツ指導者資格の取得を義務付け。 ○ **部活動指導員**の活用や、**教師等**による兼職兼業、**企業・クラブチームや大学**からの指導者の派遣、地域のスポーツ団体等と連携した**人材バンク**の設置など。**指導者の確保（適切な対価の支払い等）のための国の支援方策**の検討。 ○ 希望する教師が円滑に兼職兼業の許可を得られるよう、国は**許可の対象となり得る例を周知**するとともに、教育委員会は**兼職兼業の運用に係る考え方等を整理**。
スポーツ施設の確保方策（第５章）	・公共スポーツ施設やスポーツ団体・民間事業者等が有するスポーツ施設だけでは足りない地域も想定される。 ・スポーツ団体等が学校体育施設を利用する場合、施設管理を学校が行うと負担が増大するおそれがある。	○ **学校体育施設の活用**を促進するため、地方公共団体やスポーツ団体等が連絡・調整するための協議会を設立し、**利用ルール等の策定や、利用の割り当ての調整**を行う。 ○ 施設利用の促進・学校の負担軽減のため、放課後や休日の学校体育施設の管理を、指定管理者制度を活用するなどして**スポーツ団体等に委託**。

現 状 と 課 題		求 め ら れ る 対 応
大会の在り方 （第６章）	・大会の参加資格が学校単位に限定され、地域のスポーツ団体等の参加は認められていないものがある。 ・中体連と競技団体が主催する全国大会が併存。全国大会ではより上を目指そうとして練習の長時間化・過熱化による怪我や故障、行き過ぎた指導等を招いている。 ・休日の大会参加の引率に負担を感じている教師もいる。大会運営の多くを教師が担っている実態がある。	○ 令和5年度以降は、**国は、地域のスポーツ団体等も参加できる大会に対して、引き続き支援**。地方公共団体においても支援の在り方を見直し。 ○ 地域において、自分なりのペースでスポーツに親しみたい生徒や複数の運動種目を経験できる活動に参加している生徒等の**成果発表の場としてふさわしい大会を整備**。 ○ 生徒の心身の負担や保護者の金銭負担が過重にならないよう、国からスポーツ団体等に対し、**全国大会の開催回数の精選**を要請。スポーツボランティアの活用。 ○ 大会運営は主催者である団体等の職員により担われるべきであり、国から団体等に対し、**大会運営体制について適切に見直す**ことを要請。
会費の在り方 （第７章）	・地域スポーツに支払う会費が保護者にとって大きな負担となると躊躇する恐れ。 ・経済的に困窮する家庭においては会費を支払うことが難しい。	○ **学校施設の低額での貸与など地方公共団体や国からの支援、地元企業の施設の利用や用具の寄付等**の支援。 ○ 例えば、**地方公共団体における困窮する家庭へのスポーツに係る費用の補助**や、地元企業からの寄附等による基金の創設などの取組に関し、**国による支援方策**も検討。
保険の在り方 （第８章）	・地域移行後も安心して地域でスポーツ活動に参加できるよう、生徒や指導者が怪我等をしても十分な補償を受けられるようにする必要がある。	○ 国は、JSPOや各競技団体を通じて、地域のスポーツ団体等に対して、指導者や会員の保険加入を強く促す。 ○ **スポーツ安全保険**について、**災害共済給付と同程度の補償**となるよう、国からスポーツ安全協会に補償内容の充実を要請。
関連諸制度等の在り方 （第９章）	・学校で運動部活動が運営され、教師が顧問となって指導を担うことが前提となっている関連諸制度について、地域でスポーツ活動に参加する生徒が増えていく状況にふさわしいものに、見直していく必要がある。	○ **学習指導要領**：部活動の課題や留意事項等について通知・学習指導要領総則解説編に明記。**次期改訂時**（注：前回は平成29年に改訂）に、学校は、**地域で行われるスポーツ団体等と連携・協働を深める**ことを規定することなどの見直しを検討。 ○ **高校入試**：部活動の活動歴や大会成績のみではなく、**部活動からうかがえる生徒の個性や意欲、能力について、**調査書のみならず生徒による自己評価資料、面接や小論文など**入試全体を通じて多面的に評価**。 ○ **教師の採用**：**部活動指導に係る意欲や能力等**について、採用選考にあたり評価したり、人事配置において**過度に評価していることがあれば、適切に見直し**。

※地域移行が進められている間の学校における運動部活動の見直し（第10章）

運動部活動の地域移行を段階的に進めつつも、**現在行われている学校の運動部活動についても、引き続き速やかな改革**が求められる。

（誰もが参加しやすい活動、複数の活動を経験できる活動日数や時間、指導体制の見直し、地域スポーツ団体等との連携・協働）

文化部活動の地域移行に関する検討会議提言（令和４年８月９日手交）の概要

※公立中学校等における文化部活動を対象

文化部活動の意義と課題

意義

○生徒の文化芸術等に親しむ機会を確保。自主的・主体的な参加による活動を通じ、責任感・連帯感を涵養、自主性の育成にも寄与。

○人間関係の構築、自己肯定感の向上、問題行動の抑制。信頼感・一体感の醸成。

課題

○近年、特に**持続可能性という面で厳しさを増しており**、中学校生徒数の減少が加速化するなど**深刻な少子化が進行**。 <生徒数：昭和61年589万人→令和３年296万人に半減、出生数：令和３年84万人>

○**休日も含めた部活動の指導**が求められるなど、**教師にとって大きな業務負担**。<土日の部活動指導：平成18年度1時間６分→平成28年度２時間９分に倍増>

○地域では、**文化芸術団体や指導者等と学校との連携・協働が十分ではない**。

これまでの対応

○文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年12月）：学校と地域が協働・融合した形での地域における文化芸術等に親しむ環境整備を進める

○学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について（令和２年９月）：令和５年度以降、**休日の部活動の段階的な地域移行**を図る

○中教審や国会等：「部活動を学校単位から**地域単位の取組**とする」旨指摘

目指す姿

○**少子化の中でも、将来にわたり我が国の子供たちが文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保**。このことは、学校の**働き方改革**を推進し、**学校教育の質も向上**。

○**文化芸術**は、**豊かな人間性を涵養し、創造力と感性を育む**等、人間が人間らしく生きる糧となるものであり、地域移行を契機に、生徒や保護者等が地域の文化芸術活動に参加し、**地域における文化芸術の発展を主体的に形成**、さらには地域社会を豊かにすることにつながる。**部活動の意義の継承・発展、新しい価値の創出**。

○**地域の持続可能で多様な文化芸術等に親しむ環境を一体的に整備**し、子供たちの**多様な体験機会を確保**。(文化芸術団体等の組織化、指導者や施設の確保など)

改革の方向性

○まずは、**休日の文化部活動から段階的に地域移行**していくことを基本とする

○**目標時期：令和５年度の開始から３年後の令和７年度末を目途**

（合意形成や条件整備等のため更に時間を要する場合にも、地域の実情等に応じ可能な限り早期の実現を目指す）

○**平日の文化部活動の地域移行**は、できるところから取り組むことが考えられ、地域の実情に応じた**休日の地域移行の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進**

○**地域における文化芸術に親しむ機会の確保、生徒の多様なニーズに合った活動機会の充実等**にも着実に取り組む

○**地域の文化芸術団体等と学校との連携・協働の推進**

※**改革を推進するための「選択肢」を示し、「複数の道筋」**があることや、**「多様な方法」**があることを強く意識

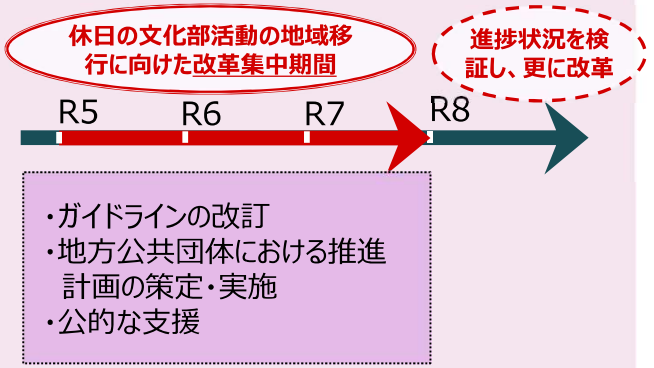

課題への対応

新たな文化芸術環境
- 地域の実情に応じ、文化芸術団体等、多様な実施主体
- 生徒の状況に適した機会を確保

文化芸術団体等、指導者
- 先進的に取り組んでいる事例をまとめ提供
- 必要な予算や地域に応じた多様な財源確保の検討
- 指導者資格の取得や研修の実施の促進
- 部活動指導員の活用、教師等の兼職兼業、人材バンク
- 指導者の確保のための支援方策の検討

活動場所
- 学校施設活用に係る協議会の設置、ルールの策定
- 社会教育施設、文化施設等の活用の促進

大会
- 大会主催者に対し、地域の文化芸術団体等の参加も認めるよう要請
- 地域の文化芸術団体等も参加できる大会に対して支援

会費や保険
- 困窮する家庭への費用の支援方策の検討
- スポーツ安全保険が、災害共済給付と同程度の補償となるよう要請

学習指導要領等
- 部活動の課題や留意事項等について通知、学習指導要領解説の見直し、次期改訂時の見直しに向けた検討
- 部活動等から伺える個性や意欲・能力を入試全体を通じ多面的に評価
- 教師の採用で部活動指導の能力等を過度に評価していれば、見直す

※国立の中学校等でも、学校等の実情に応じて積極的に取り組むことが望ましい。

※公立及び国立の高等学校等については、義務教育を修了し進路選択した高校生等が自らの意思で選択している実態等があるが、各学校の実情に応じて改善に取り組むことが望ましい。

※私立学校でも、学校等の実情に応じて適切な指導体制の構築に取り組むことが望ましい。

文化部活動の地域移行に関する検討会議提言（令和４年８月９日）の概要【各論】

文化庁

○地域における新たな文化芸術に親しむ環境の在り方とその構築方法等（第２章）

参 加 者	**全ての希望する生徒**を想定。
実 施 主 体	地域の実情に応じて、多様な実施主体、**文化芸術団体等**（地域の文化芸術団体、地域、民間の文化教室等）、**学校関係の組織・団体**（地域学校協働本部や保護者会等）も想定しながら対応。
活 動 内 容	休日等における文化芸術体験教室や、レクリエーション活動、障害の有無に関わらず誰もが参加できる活動など、**生徒の状況に適した機会を確保**。適切な活動日数や活動時間とする。
活 動 場 所	**学校の音楽室・美術室等の学校施設**の他、地域の**社会教育施設、文化施設等**も積極的に活用。
構築方法等	**まずは休日**について着実に進めた上で、**次のステップとして平日**に取り組むことを基本とする。地域の実情等に応じて平日と休日を一体として構築するなどもあり得る。**市町村において**、地域文化振興担当部署や学校の設置・管理運営を担う担当部署、地域文化芸術団体、学校等の関係者からなる**協議会を設置**し、活動の実施主体やスケジュールなどを検討し実行。　＜令和４年度から令和６年度の取組を例示＞

［具体的課題への対応］

現 状 と 課 題		求 め ら れ る 対 応
文化芸術団体等の整備充実・指導者の質・量の確保方策（第３章）	・どの地域においても、受け皿となる文化芸術団体等の整備充実が必要だが、地域文化芸術団体と中学校等との連携が十分でないところが多い。 ・専門性や資質を有する指導者の量を確保する必要がある。 ・教師等の中には専門的な知識や技量、指導経験があり、地域での指導を強く希望する者もいる。	○ 国は各地方公共団体における取組の参考となるよう、連携や支援の在り方について**先進的に取り組んでいる事例をまとめ提供**。 ○ 中学生を受け入れる文化活動等の実施に対して、現在の文化部活動の地域移行に向けた事業の充実を含む**必要な予算の確保**を検討。地域の実情に応じた支援体制の整備。 ○ **指導者資格の取得や研修の実施の促進など地域の実情に応じた次世代の指導者育成の仕組みづくりの推進。** ○ **部活動指導員**の活用や、**教師等**による兼職兼業、**地域の文化芸術団体**などと連携しての指導者の派遣、**人材バンク**の設置など。**指導者の確保（適切な対価の支払い等）のための国の支援方策**の検討。 ○ 希望する教師が円滑に兼職兼業の許可を得られるよう、国は**許可の対象となり得る例を周知**するとともに、教育委員会は**兼職兼業の運用に係る考え方等を整理**。
活動場所の確保方策（第４章）	・学校の音楽室などとともに、社会教育施設、文化施設等の活用も考えられる。 ・文化芸術団体等が学校施設を利用する場合、施設管理を学校が行うと負担が増大するおそれがある。	○ **学校施設の活用**を促進するため、地方公共団体や文化芸術団体等が連絡・調整するための協議会を設立し、**利用ルール等の策定や、利用の割り当ての調整**を行う。 **社会教育施設や文化施設**、小学校、高等学校、特別支援学校、廃校となった施設のの利用の促進。

現 状 と 課 題		求 め ら れ る 対 応
大会の在り方 （第５章）	・全国大会の参加資格が学校単位に限定されるなど、地域の文化芸術団体等の参加は認められていない場合がある。 ・一部には、大会で、より上を目指そうとして練習の長時間化・過熱化、行き過ぎた指導等を招いている。 ・休日の大会参加の引率に負担を感じている教師もいる。大会運営の多くを教師が担っている実態がある。	○ 令和5年度以降は、**国は、地域の文化芸術団体等も参加できる大会に対して、引き続き支援**。地方公共団体においても支援の在り方を見直し。 ○ 地域において、自分なりのペースで文化芸術等に親しみたい生徒等の**成果発表の場としてふさわしい大会を整備**。 ○ 生徒の心身の負担や保護者の金銭負担が過重にならないよう、国から文化芸術団体等に対し、**全国大会の在り方の見直し**を要請。 ○ 大会運営は主催者である団体等の職員により担われるべきであり、国から団体等に対し、**大会運営体制について適切に見直す**ことを要請。
会費の在り方 （第６章）	・地域での文化芸術に親しむ活動に支払う会費が保護者にとって大きな負担となると躊躇する恐れ。 ・経済的に困窮する家庭においては会費を支払うことが難しい。	○ **学校施設の低額での貸与や送迎への配慮など地方公共団体や国からの支援、地元企業の施設の利用や楽器の寄付等**の支援。 ○ 例えば、**地方公共団体における困窮する家庭への文化芸術等に親しむ活動に係る費用の補助**や、地元企業からの寄附等による基金の創設などの取組に関し、**国による支援方策**も検討。
保険の在り方 （第７章）	・地域移行後も安心して地域で文化活動に参加できるよう、生徒や指導者が怪我等をしても十分な補償を受けられるようにする必要がある。	○ 国は、地域の文化芸術団体等に対して、指導者や会員の保険加入等を促す。 ○ **スポーツ安全保険**について、**災害共済給付と同程度の補償**となるよう、国からスポーツ安全協会に補償内容の充実を要請。
関連諸制度等の在り方 （第８章）	・学校で文化部活動が運営され、教師が顧問となって指導を担うことが前提となっている関連諸制度について、地域で文化活動に参加する生徒が増えていく状況にふさわしいものに、見直していく必要がある。	○ **学習指導要領**：部活動の課題や留意事項等について通知。**次期改訂時**（注：前回は平成29年に改訂）に、学校は、**地域で行われる文化芸術団体等と連携・協働を深める**ことを規定することなどの見直しを検討。 ○ **高校入試**：部活動の活動歴や大会成績のみではなく、**部活動からうかがえる生徒の個性や意欲、能力について、**調査書のみならず生徒による自己評価資料、面接や小論文など**入試全体を通じて多面的に評価**。 ○ **教師の採用**：**部活動指導に係る意欲や能力等**について、採用選考にあたり評価したり、人事配置において**過度に評価していることがあれば、適切に見直し**。

※地域移行が進められている間の学校における文化部活動の見直し（第９章）

文化部活動の地域移行を段階的に進めつつも、**現在行われている学校の文化部活動についても、引き続き速やかな改革**が求められる。

（誰もが参加しやすい活動、日数や時間、指導体制の見直し、地域文化芸術団体等との連携・協働）

【長与町の部活動の地域移行について】

長与町の部活動の地域移行に向けた取組

- 長与町は、子供たちの未来を見据えた「部活動改革」を推進しています。部活動は、これまで学校教育の中で整備されてきたとても貴重な仕組みです。一方で、少子化の急速な進展や学校の働き方改革等により、子供たちの部活動を巡る状況は厳しさを増しています。
- 長与町では、令和3年度から長崎県地域部活動推進事業を県内で唯一委託を受け実践研究を実施しています。
- 国等の方針を踏まえ、これまでの部活動の意義や役割を残しつつ、持続可能な部活動となるよう、実践研究で得られた課題・成果等を活かして、子供たち（生徒）が楽しくスポーツ・文化活動に親しめる環境を整備していきます。

長与町の部活動の現状

○長与町では、国・県の方針に基づき、長与町部活動方針を定めて、各町立中学校が実施。
○生徒の自主的な活動として行われており、各学校は顧問のほか必要に応じて外部指導者を配置。
○各学校には部活動後援会があり、県大会・九州大会等への参加等について保護者が支援。
○各部活動は活動に係る消耗品や遠征費等の係る経費を部費として回収。

＜長与中学校＞

卓球（男女）、バスケットボール（男女）、陸上競技（男女）、サッカー、バレーボール（男女）、軟式野球、ソフトテニス（男女）、バドミントン（男女）、ラグビーフットボール、柔道、剣道、弓道、吹奏楽、美術

＜長与第二中学校＞

卓球（男女）、バスケットボール（男女）、陸上（男女）、サッカー、バレーボール（女）、軟式野球、硬式テニス（男女）、ソフトテニス（男女）、バドミントン（男女）、剣道（男女）、吹奏楽、美術

＜高田中学校＞

卓球（男女）、バスケットボール（男女）、陸上、サッカー、軟式野球、硬式テニス（女）、ソフトテニス（男女）、バドミントン（男女）、吹奏楽

※部活動は、令和4年4月時点

長与町の部活動の方向性

○**令和5年度から休日（土日・祝日）の運動部活動すべてを地域移行**していく予定です。
○**平日の部活動は、これまでと同様**です。
○**休日の部活動に係る指導者や活動場所の確保、会費の徴収等といった運営は地域の受け皿となる団体**が行います。
○休日の部活動に係る指導者には謝金を支払うなど、持続可能なスポーツ環境の整備をします。

長与町の部活動の地域移行に関するご質問などお問い合わせ先

長与町教育委員会　学校教育課　部活動の地域移行担当（津々木、中原）
TEL　095-801-5681　　FAX 095-883-7151　　E-mail　gakkyo@nagayo.jp

※各中学校の部活動や部活動後援会等については、ご所属の中学校へお問い合わせください。

【部活動の地域移行に関する国の方針について】

部活動改革って何？

課題

○近年、特に持続可能性という面で厳しさを増しており、中学校生徒数の減少が加速化。
○深刻な少子化が進行し、チームスポーツでは学校単位でチーム編成が困難になる等の課題。
○競技経験のない教師が指導、教師にとって大きな業務負担。
○地域では、スポーツ団体や指導者等と学校との連携・協働が十分ではない。

目指す姿

○少子化の中でも、将来にわたって子供たちがスポーツに継続して親しむことができる機会を確保。
○スポーツは、自発的な参画を通して「楽しさ」「喜び」を感じることに本質。
○部活動の意義の継承・発展、新しい価値の創出。
○地域の持続可能で多様なスポーツ環境を一体的に整備し、子供たちの多様な体験機会を確保。

参加者	全ての希望する生徒を想定。
活動内容	生徒の状況に適した機会を確保。適切な活動日数や活動時間とする。
活動場所	地域の中学校をはじめ学校の体育施設なども積極的に活用。

いつから始まるの？

スポーツ庁が開催してきた「運動部活動の地域移行に関する検討会議」の提言では、令和5年度から段階的に地域移行が始まり、令和7年度までに完了する目標を掲げています。また、この3年間を改革集中期間と位置づけ、スピード感を持って改革を推進していくこととされています。

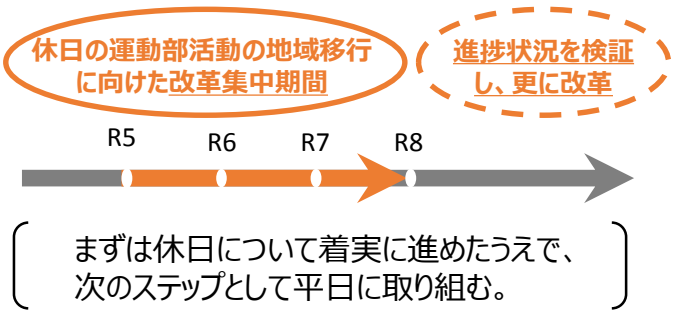

学校から地域へ移行したら、誰が部活動を担うの？

地域の実情に応じて、実施主体として多様なスポーツ団体等（総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団、クラブチーム、プロスポーツチーム、民間事業者、フィットネスクラブ、大学等）を想定しながら対応。学校関係の組織・団体（地域学校協働本部等）も想定。

（注）本資料は、スポーツ庁の資料をもとに、公立中学校における運動部活動を対象にまとめています。

【実践研究の概要について】

＜長崎県地域部活動推進事業の受託＞

長崎県の依頼により、令和3年度、令和4年度と長崎県から地域部活動推進事業を実施しています。

長崎県 ⟶ 長与町 ⟶ NPO法人総合型SC長与スポーツクラブ（長与SC）

○長崎県部活動の在り方に関する検討委員会
○情報発信、普及・促進

○長与町地域部活動推進検討委員会
○実践研究の成果と課題検証、評価

○地域部活動の運営
○理解・促進活動
○指導者人材確保

＜長与町地域部活動推進検討委員会の開催＞

令和3年度に、長与町地域部活動推進検討委員会を設置し検討を開始しています。教育委員会が、町立中学校校長、西彼杵郡中学校体育連盟理事長、長与スポーツ協会会長、長与町スポーツ振興審議会会長、長与町PTA連合会会長、長与SC会長等へ委員の委嘱を行い、部活動の地域移行に向けた課題等の検討を重ねています。令和3年度は2回開催し、令和4年度は4回（6月、8月、10月、12月）開催する予定です。

＜地域部活動の活動概要＞

◎活動日程

	月	火	水	木	金	土	日
学校部活動	各学校の計画により平日3日以内で実施						
地域部活動						○	○

◎活動場所：中学校等
◎係る費用：月会費3,000円、入会金1,000円、保険料（任意）800円
◎その他　：地域部活動の時間・会場は、学校を通じて配布されるプリント（会報誌等）及び長与SCのホームページに掲載。

＜地域部活動の運営概要＞

●指導者確保：長与SCが学校等を通じて地域部活動に携わる希望者へ趣旨等を説明。
●指導者謝金：長与SCが定める規程に基づき支給。
●会場の確保：学校等と連絡調整を行い会場を確保。
●事務局運営：指導者確保、会場確保、会費徴収、指導者への謝金支払、保険手続等。

※上記内容については、実践研究の取組状況を掲載するものであり今後変更もあり得ます。